

令和4年度

定期監査報告書

世田谷区監査委員

4世監第161号
令和5年1月11日

世田谷区議会議長様
世田谷区長様
世田谷区教育委員会様
世田谷区選挙管理委員会様
世田谷区農業委員会様

世田谷区監査委員	田中文子
同	中根秀樹
同	上島義盛
同	河村みどり

令和4年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく令和4年度の定期監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 対象部局等

- (1) 総合支所・本庁については、別表1 令和4年度定期監査対象部等一覧（総合支所・本庁）のとおり。
- (2) 施設等については、別表2 令和4年度定期監査対象施設等一覧のとおり。

2 対象事項

監査の対象とする事項は、次のとおりとした。

- (1) 令和3年度における財務事務及びその他の事務の執行
- (2) 令和4年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

令和4年5月から同年11月までとした。

4 実施方法

監査は、監査委員及び事務局により、次の方法により実施した。

- (1) 監査委員による監査
監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係部課長等から事情聴取を行う。
- (2) 事務局による監査
監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて担当者から事情聴取を行う。

5 着眼点

監査の着眼点は以下のとおりとした。

- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施した。
- (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施した。
- (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施した。

(4) これまでの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、令和3年度以降の事務事業の変化に着眼して実施した。

令和 4 年度定期監査対象部等一覧（総合支所・本庁）

1 監査委員による監査

領域	対象部局	実施日
総合支所	世田谷総合支所	6月23日
	北沢総合支所	6月28日
	玉川総合支所	6月28日
	砧総合支所	6月24日
	烏山総合支所	6月27日
企画総務領域	政策経営部、DX推進担当部 総務部、庁舎整備担当部、区長室 危機管理部 財務部、施設営繕担当部 会計室 区議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局	7月29日
区民生活領域	生活文化政策部 地域行政部 スポーツ推進部 環境政策部 経済産業部、農業委員会 清掃・リサイクル部	8月1日
保健福祉領域	保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部 子ども・若者部、児童相談所 保育部 世田谷保健所、住民接種担当部	8月2日
都市整備領域	都市整備政策部、防災街づくり担当部、 みどり33推進担当部 道路・交通計画部 土木部	8月3日
教育領域	教育委員会事務局	8月4日

- 2 事務局による監査 総合支所 5月6日から5月26日まで
本庁 5月6日から6月17日まで

令和4年度定期監査対象施設等一覧

1 監査委員による監査 10月11日から11月8日まで

2 事務局による監査 9月2日から10月20日まで

3 監査対象施設等

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4年	7施設	若林、代沢、九品仏、用賀、成城、船橋、上北沢
出張所	4年	1施設	用賀
清掃事務所	毎年	3施設	世田谷、玉川、砧
児童館	5年	5施設	桜丘、代田、等々力、山野、烏山
保育園	5年	8施設	池尻、東弦巻、豪徳寺、駒沢、玉川、用賀分園(わくわく)、給田、西之谷
公園管理事務所	隔年	3施設	北沢、玉川、砧
土木管理事務所	隔年	3施設	北沢、玉川、砧
幼稚園	5年	1施設	給田
小学校	5年	13施設	桜丘、代沢、世田谷、松沢、松原、駒繫、八幡、東玉川、九品仏、塚戸、祖師谷、給田、千歳
中学校	5年	6施設	駒沢、緑丘、瀬田、深沢、上祖師谷、喜多見
地域図書館	4年	3施設	世田谷、深沢、粕谷
その他施設	3年	1施設	河口湖林間学園

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の着眼点に沿って実施した監査の結果、財務に関する事務について、以下のとおり、是正や改善を求める指摘事項等が認められた。

また、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意したので、各所管課においては適正な事務の執行に努められたい。その他の事務事業については、おおむね適正に執行されていたと認められる。

2 是正や改善を求める事項

監査の結果、適正な処理を徹底するために次に示すような是正や改善を求める事項が認められた。当該所管課はもとより、他の所管課においても事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 適正な契約事務及び支出手続きを求めるもの

生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課では、新成人を祝うとともに、大人としての自覚を促し未来を託す期待を伝えるため、地域活動団体等の協力を得て「新成人のつどい」を開催している。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の「新成人のつどい」は会場開催が中止されたため、令和4年2月に開催するラグビーチーム「リコーブラックラムズ東京」のホストゲームに、令和3年の「新成人のつどい」の対象者を招待する事業を計画した。その事業の招待状として使用する色上質紙の購入において、次のような手続きが行われた。

令和3年12月9日に色上質紙16,600枚を発注し、同年12月17日に納品書兼完了届等の書類と色上質紙を受領し、同日検査を行ったが、担当者は支出手続きを行ったものと誤認し、納品書兼完了届及び請書兼請求書を文書フォルダに保存した。その後、年度末に払い漏れ等の確認を行ったところ、未払いであったことが判明したが、担当者は請書兼請求書等を未受領であったと誤認し、事業者に納品書兼完了届及び請書兼請求書を提出させ、納品があった旨を確認の上、契約日を令和4年3月24日、検査日を納品書兼完了届及び請書兼請求書を受領した同年3月28日として支出処理を行っていた。

50万円以下の随意契約をする際に契約書の作成を省略する場合、担当者は、契約の適正な履行を確保するため請書、公文書その他これに準ずる書面を徴さなければならない（世田谷区契約事務規則（以下「契約事務規則」という。）第45条）とされ、物品購入契約（ただし、単価契約を除く。）においては、請書等の作成に代えて、「請書兼請求書」により契約ができることとしている。また、「請書兼請求書」に明記されている契約条項（以下「契約条項」という。）において、受注者は履行

を完了したときは直ちに「納品書兼完了届」を区に提出し（契約条項第2条）、区は受注者から「納品書兼完了届」の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない（契約条項第3条）、受注者からの請求があったときは、代金請求年月日（受注者が履行を完了し、かつ、区の検査に合格した日）から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない（契約条項第14条第2項）とされている。

しかし、区民健康村・ふるさと・交流推進課での物品購入契約では、担当者が支出の手続きを怠り、契約代金を支払う期限を超過させており、契約条項第3条及び第14条第2項に反している。加えて、未払いが判明した際に、改めて事業者に請書兼請求書等を提出させ、本来の契約日・検査日等と異なる日付けを記載し、実態と乖離した物品購入の契約及び支出手続きを行ったことは誠に遺憾である。

さらに、契約条項第14条第3項によると、契約代金の支払いが遅れた場合は、「受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを区に請求することができる。」とされ、地方公共団体のなす契約に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針である「政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針（昭和25年4月7日理国第140号）」によれば、遅延利息は「特に相手方において積極的にこの債権を放棄する意思表示のない限りは、当然支払の義務を負い、その請求を俟たずして履行をなすべきである。」とされている。

担当者及び検査員、並びに収支命令者は契約事務にかかる契約条項及び区規則等に則した事務を執行するとともに、支出手続きに遅滞が発生しないよう、支出管理を徹底されたい。

（2）適正な契約事務及び支出手続き並びに物品管理を求めるもの

瀬田中学校では、指定物品受払簿で令和3年7月7日に購入と記載されている2円切手50枚と50円切手50枚、同年7月13日に購入と記載されている84円切手200枚の合計金額19,400円について、未払いが判明したため、令和4年2月21日に発注した郵券に未払いの19,400円の内容を加えた請書兼請求書を事業者に提出させ、検査日を同年3月18日として支出処理を行っていた。

加えて、指定物品受払簿の記載では、2円切手について令和3年7月

7日の購入と使用の記載をしているが、令和4年1月7日にその購入と使用が誤りであったとして取り消した上で、再度同じ内容を記載していた。また、未払いだった84円切手は令和3年7月13日の購入分として200枚を記載している上に、令和4年2月21日の購入分としても200枚を二重に記載していたため、指定物品受払簿上84円切手が実際よりも200枚多くなっていた。その後実際とは異なる払出し内容を複数記載しており、年度末における指定物品受払簿の残数と郵券の枚数は合致していた。

「(1) 適正な契約事務及び支出手続きを求めるもの」でも述べたように、50万円以下の随意契約で契約書の作成を省略する場合、担当者は請書等を徴さなければならない(契約事務規則第45条)とされ、物品購入契約(ただし、単価契約を除く。)においては、請書等に代えて請書兼請求書により契約ができることとしている。加えて、「請書兼請求書」に明記されている契約条項において、区は受注者から「納品書兼完了届」の提出があったときは、10日以内に検査を行わなければならない(契約条項第3条)、受注者からの請求があったときは、30日以内に契約代金を支払わなければならない(契約条項第14条第2項)とされている。

また、郵券など世田谷区物品管理要綱第15条に掲げる会計管理者が指定する供用物品(以下「指定供用物品」という。)については、世田谷区物品管理規則(以下「物品管理規則」という。)第35条の規定に基づき、物品管理者は、指定物品受払簿又はそれに代わるものを備え、その供用状況を明らかにしておかなければならないとしている。

しかし、瀬田中学校の郵券の購入について、請書兼請求書を受領したにもかかわらず担当者が支出の手続きを怠り、契約代金を支払う期限を超過させており、契約条項第3条及び第14条第2項に反している。加えて、19,400円分の未払いが判明した際に、実際の納品日から半年以上後に発注した郵券の契約に、未払い分を上乗せした内容等で請書兼請求書を事業者を作成させており、実際とは異なる内容・金額で契約を締結し、支出手続きを行ったことは誠に遺憾である。

さらに、「(1) 適正な契約事務及び支出手続きを求めるもの」でも述べたように、契約条項第14条第3項によると、契約代金の支払いが遅れた場合、受注者は遅延利息の支払いを区に請求することができることとされ、地方公共団体のなす契約に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針である「政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針」によれば、特に相手方が積極的にこの債権を放棄する意思表示のない限りは、当然支払の義務を負い、その請求を俟たずして履行をなすべきとされている。

加えて、郵券の管理については、受払いの状況を適正に記録していないことは物品管理規則第35条に反している。郵券の購入・使用の都度、指定物品受払簿に記載せず、メモしていたものをまとめて入力していたために錯誤が起きたとのことだが、郵券の管理が極めて杜撰^{ずさん}であり、公文書への記載が適正ではないと言わざるを得ない。

担当者及び検査員、並びに収支命令者は契約事務にかかる契約条項及び区規則等に則した事務を執行するとともに、支出手続きに遅滞が発生しないよう、支出管理を徹底されたい。また物品管理者、物品出納員や使用者は、区規則に則した適正な管理を行われたい。

3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、令和3年度を中心とする監査対象期間において、区が実施している財務に関する事務及び事務事業の執行状況について、区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて意見を述べる。

(1) 財務に関する事務について（適正な処理を徹底すべき事項、全庁的に取り組むべき課題）

指導事項のうちリスクアプローチ（注）による観点から、大きなミスにつながるおそれがあるものや基本的な事項の理解が不足しているものについて記載する。各所管課においては、事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

注 リスクアプローチとは、行財政運営上の様々なリスク（組織目的の達成を阻害する要因）をあらかじめ識別し、そのリスクの量的・質的重要性を評価して監査を行う手法をいう。

①手書き領収証書の取扱いについて

世田谷区会計事務規則付属様式第11号に基づく領収証書（以下「手書き領収証書」という。）は、区と債務者（納入者）との金銭の授受関係を明らかにする証拠書類となるものであり、保管された原符は、当日の収納金を把握する資料として重要なものであるため、金銭出納員等は手書き領収証書の使用及び保管には十分に注意を払う必要がある。しかし、手書き領収証書の取扱いにおいて、次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管の手書き領収証書の書損処理において、書損した手書き領収証書を原符に添付せず、破棄していた。

手書き領収証書を書損した際は、書損の表示をした上で、金銭出納員

の認印を受け原符に添付して保存するとともに、手書き領収証書の使用後は使用枚数を点検し、その日の最終使用分の原符に使用枚数等を記載するなど、手書き領収証書の管理に十分に留意されたい。

②適正な契約事務について

ア 契約権限の委任事務について

契約事務規則第3条第1項は、契約権限の委任について規定しており、別表で所管課長（区立小学校長及び区立中学校長を含む。）において行うことができる契約は、定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録と原則として1件予定価格50万円以下の契約としている。しかし、契約事務において次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管でのプールサイド等に係る3件の施設修繕において、それぞれの契約業者、契約期間、履行日及び検査日が同一であり、その契約金額の合計が50万円を超えていた。

契約権限の委任事務については、意図的に契約を分けたような不適切な事例が毎年見受けられるため、繰り返し意見を述べてきたところである。契約の実務担当者及び所管課長は、令和4年4月から運用が開始された「所管課契約チェックシート」を有効に活用するなどし、契約事務規則に基づいた適正な契約の締結に努められたい。

イ 産業廃棄物処理委託の契約書類について

産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）（以下「廃棄物処理法等」という。）では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物処理法等で定める者にそれぞれ委託しなければならないこと、契約書類には受託者に係る収集運搬業又は処分業の許可証の写しを添付することなど、委託の基準を厳格に定めている。しかし、契約書類の作成において次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管の一般廃棄物及び産業廃棄物処理委託において、契約書に受託者の収集運搬業の許可証の写しが添付されていなかった。

契約の実務担当者は、契約の締結に当たっては廃棄物処理法等の関係法令を必ず確認し、適正な事務の執行に努められたい。

ウ 適正な契約書類の作成と履行確認の徹底について

契約における仕様書は、区が発注する物品や業務の内容を具体的に定めるものであり、受注者が適正に履行するために十分な情報が記載されていなければならない。また、検査とは、契約の内容どおりに適正に履行されたことを確認する行為（地方自治法第234条の2第1項）であって、原則として対価支払いの前提行為となるものであるから、検査の厳正な執行は、契約の目的を達成するため、また、予算の執行の適正化を期するためにも極めて重要な行為である。しかし、複数の所管において、次のような事例が見受けられた。

- ・都市整備領域所管の作業委託において、仕様書に記載されている作業内容に一部履行の必要がない作業が記載されていた。
- ・総合支所所管の汚泥収集運搬処理業務等委託において、単価契約での事前に数量を指示できない場合の数量確定方法が仕様書に記載されていなかった。また、後日精算はされているが、請求内容と実際の排出量の照合をせずに支出していた。
- ・総合支所所管の樹木伐開作業委託において、作業に伴う排出物に仕様書に記載のない廃棄物が含まれていた。
- ・企画総務領域所管の委託契約において、勤務を要しない日に検査を行い、同日付けで検査証を作成していた。

仕様書が不明確・不正確であると、発注者が意図していたものと異なる履行がなされたり、検査行為にも支障をきたしかねない。仕様書を作成するに当たっては、契約の実務担当者は、安易に従前の仕様書を転用するのではなく、契約内容を十分検討し、適正な仕様書を作成されたい。また、履行確認が適正になされないと、契約目的が達成できない場合があるだけでなく、区に損失が生じる場合も起こりうるので、検査員は、その職責を十分に理解し、契約書、仕様書等の関係書類に基づき、検査を行うべき時期に適正な検査業務を行われたい。

- ・教育領域所管での建物の壁面緑化のためのみどりのカーテン設置及び撤去委託において、請書の契約日が正しい日付よりも後の日付に誤っていたのを見落としのため、業者より提出された作業記録の撮影日が契約日より前の日付になってしまった。

契約の実務担当者は、契約書類が正しい日付で作成されていることを確認するとともに、検査員は、契約書類や履行確認のための書類の日付に不整合がないかも確認されたい。

エ 見積書の徴取について

随意契約によろうとするときは、契約事務規則第39条及び第40条の規定に基づき、契約の実務担当者は、あらかじめ予定価格を定めるとともに、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならないとされている。見積書は契約行為の根拠となるものであり、契約の申込みを明らかにし、かつ、区の予定価格に照らし合わせて申込み価格の妥当性を判断するためのものである。徴取する見積書については、見積日が明らかであり、見積りの内容が区の示す契約条件と合致していなければならない。しかし、見積書の徴取に関し、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管及び教育領域所管の契約において、特段の理由もなく1人からしか見積書を徴取していない、あるいは全く見積書を徴取していなかった。

これまでの監査においても繰り返し意見を述べてきたところであるが、契約の実務担当者は、見積書徴取の意義をしっかりと認識し、適正な事務処理に努められたい。

③補助金の交付事務の適正な執行について

補助金の交付申請、決定その他補助金の執行に関する共通・基本的事項については、世田谷区補助金交付規則（以下「補助金交付規則」という。）で規定され、補助金ごとの補助対象や申請手続きなどの具体的事項は、各補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）で規定されている。また、補助金は、公益上の必要がある場合に限り支出できるものであり（地方自治法第232条の2）、公正かつ有効に使用されることが求められている（補助金交付規則第3条）。さらに、補助事業等が完了したときには実績報告書を求め、それを受けたときは、実績報告書を審査し、補助事業等の成果が要綱上適合するかを調査しなければならない（補助金交付規則第13条）。しかし、補助金の交付事務において、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管の任意団体の運営に充てる補助金の交付において、補助金の交付金額に影響はないものの、補助事業完了時に提出された実績報告書の内容に不整合があった。

補助金の交付に当たっては、補助金の申請・交付・精算事務手続き、補助事業の目的・内容の公益性や補助対象とする経費を明確にすること

はもちろんのこと、実績報告書の審査に当たっては、報告内容が補助金要綱に沿って正しく報告されているか、報告内容に齟齬がないか等を十分に審査し、適正な補助金の交付事務の執行に努められたい。

④行政財産の使用料について

行政財産の使用料は、使用許可を受けた者から使用開始日までに全額を徴収するとされており（世田谷区行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）第6条第1項本文）、会議室等を使用する場合や特別の理由がある場合に限り、納期限を別に指定し（使用料条例第6条第1項ただし書）、また、使用料を分割して納付させることができる（使用料条例第6条第2項）。したがって、使用料を使用開始後に徴収する場合や分割して徴収する場合には、使用許可を受けた者から事情を聴取し、十分な検討の上で、特別な理由の有無を判断し、意思決定を行わなければならない。しかし、行政財産の使用許可において、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、新規の建物の行政財産使用許可申請に対し、使用許可の決定に係る起案文書中に、特別の理由等を明記していないにもかかわらず、使用料を使用開始後に分割して徴収していた。

行政財産の使用料の徴収に当たり、使用開始日までに全額徴収しない場合には、使用料条例に基づき、特別な理由の有無を判断し、その状況を起案文書中に明記するなど、適正な事務処理に努められたい。

⑤指定供用物品等の管理等について

郵券、ごみ処理券、タクシー券など、世田谷区物品管理要綱第15条に掲げる会計管理者が指定する供用物品については、物品管理規則第35条の規定に基づき、指定物品受払簿又はこれに代わるもの（以下「受払簿」という。）を備え、供用状況を明らかにしておかなければならない。しかし、指定供用物品の管理について、次のような事例が見受けられた。

- ・区民生活領域所管において、空きびん・空きかん回収袋の枚数と受払簿上の残数が合わなかったため、受払簿に実際とは異なる事由で払出しの記載をし、回収袋の枚数と受払簿の残数を合わせていた。
- ・教育領域所管において、空きびん・空きかん回収袋がないことを把握していたが、受払簿上は回収袋の残数があり、年度繰越しの処理もしていた。

指定供用物品の管理において、受払簿への記載は、指定供用物品の現物の残数確認に欠くことができないものである。物品管理者は、受払簿等への正確な記載に努め、その使用・購入状況や残数確認を定期的に行うなど、適正な指定供用物品の管理に努められたい。

- ・教育領域所管の複数の所管において、空きびん・空きかん回収袋が数年間全く使用されずに保管されており、今後も使用される予定がない。

使用予定のない指定供用物品については、指定供用物品の管理上のリスクが生じることから、有効活用への取組みを検討されたい。

その他、令和3年度の区の財務事務の手引きによると郵券等の指定供用物品を購入し、受払簿に記載した際は、納品書兼完了届の摘要欄に「指定物品受払簿へ転記」と記入し、受払簿に検査日で受入れ数を記入することとしているが、納品書兼完了届への記載がされていない事例や、発注日や納品日等を受入れ日として受払簿に記入している事例が複数の所管において多く見受けられた。即日払出す場合の納品書兼完了届への記載も含め、財務事務の手引きに則った適正な管理を行われたい。

また、委託契約等の成果物としてCDやDVDに収納した電子データを提出させる際、納品物に件名等の記載がされていない事例が散見された。軽微な点ではあるが、内容がわかるように納品物に件名等の記載を行うなど、納品物等の適切な管理にも努められたい。

⑥その他の財務に関する事務について

その他の財務に関する事務として、次のような事例が見受けられた。

ア まちづくりセンターにおける財務事務の事例

- ・区から身近なまちづくり推進協議会へ提供する啓発物品の購入に当たり、販売目的で購入する旨を起案文書に記載し、意思決定をしていた。
- ・身近なまちづくり推進事業補助金の事務において、身近なまちづくり推進協議会で物品を購入する際、職員が代理で購入事務を行い、その支払いを職員のクレジットカードで行っていた。
- ・ごみ減量・リサイクル推進事業補助金の事務において、補助金の交付金額に影響はないものの、実績報告書にごみ減量・リサイクル推進事業とは直接関係しない事業の報告が記載されていた。

まちづくりセンターは、区民に一番身近な窓口として、様々なまち

づくり事業や窓口業務等を担っている。区としての業務を行う場合、身近なまちづくり推進協議会などの団体の事務に関わる場合、地区まちづくりを支援する場合など、それぞれの事務に携わる立場を明確に把握した上で、それぞれに合った適正な事務処理に当たられたい。

イ 職員の事務ミスを発端とする契約変更の事例

- ・保健福祉領域所管の施設利用者に対する送付資料の印刷折り・封入封かん業務委託（所管課契約）において、仕様書上、機械封入用の封筒を区が用意するところ、誤って手封入用の封筒を準備し、そのまま履行を求めた。これにより、契約金額は当初の見積金額から増額し、所管課で契約できる50万円を超えたため、やむなく印刷折りと封入封かんのそれぞれの業務委託契約に分けて締結し直し、支出していた。

本件は、契約の実務担当者の事務ミスに端を発しており、仕様書どおりの準備を行わなかったことにより、本来不要だった額の支出を招いたことは、正確性及び経済性の面から不適切と言わざるを得ない。契約の実務担当者は適正で経済的な契約行為が保持されるよう、緊張感を持って業務に当たられたい。

ウ 切手類等の交換制度を使用した指定供用物品の取得時の事務ミス事例

- ・教育領域所管において、本来購入により取得すべきところ、使用予定のある郵券を使ってレターパックと交換するとともに、交換時にかかる手数料を保有する郵券や前渡金で対応していなかった。

会計管理者からの「郵券等の管理・金庫の管理について（通知・依頼）（平成30年1月29日付29世会計第200号）」において、郵券等の管理に当たり、使用頻度の低下した郵券等を保有している場合は、郵便局での切手類等の交換制度の活用などを行うよう示されており、その際の交換手数料は、保有する郵券等で対応するか、前渡金で対応することとされている。しかしこの方法は、あくまで使用頻度の低下した郵券等を有効活用する観点を基本としたものである。通知等に則った適切な活用を行い、適正な郵券等の管理に努められたい。

エ 会計年度任用職員制度導入時の事務ミス事例

- ・企画総務領域所管の交付金事務において、会計年度任用職員の人件費の抽出誤りが翌年度に判明したため、翌年度予算で返還金を支出していた。

新たな制度等の導入に伴い発生する事務処理に当たっては、関係所管の連絡・調整を一層密にし、マニュアルを適時更新するなどして、遺漏のない事務を行うよう留意されたい。

(2) 各領域の事務事業について

① 企画総務領域

区は、世田谷区基本計画の実現に向けた具体的な取組みを示す計画である世田谷区新実施計画（後期）が令和3年度で最終年度を迎えたことから、令和6年度を初年度とする次期基本計画も見据えた新たな実施計画として世田谷区未来つながるプラン（以下「つながるプラン」という。）を策定した。新実施計画（後期）では成果指標の設定に課題を残したことから、つながるプランにおいては2年間という計画期間を踏まえ、区の活動による結果を示す行動量から直接的な効果が生じるアウトカムを成果指標として設定することにより、行動量と成果指標の関係を整理し、加えて次期基本計画につなげていく新たな政策の柱を設け、施策を推進することとした。区として重点的に取り組まなければならない施策を推進するには、組織の横断的連携と区民・事業者等との参加と協働が欠かせないと考える。計画に位置付けられた施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性を意識しながら、一体的に施策を推進することを期待する。また、つながるプランにおける施策の進捗については、必要に応じて計画の修正を行うとともに、コスト面での分析や成果達成度の評価を実施し、改善点などを明らかにして、次期基本計画に繋がるよう、取り組まされたい。

新型コロナウイルスの感染拡大や、ICTの発展を背景に、暮らし方や働き方を変革する動きが急速に進む中、区は、世田谷区情報化事業計画（平成30年度～令和3年度）を前倒しして行うなど、モバイル端末の増設や会議のオンライン化を進めるための環境整備に優先して取り組むとともに、電子申請などのオンライン手続きを拡充するなど、ICTを活用した環境整備に迅速に取り組み、感染防止と業務継続の両立に努めたことを評価する。次期情報化基盤の整備に当たっては、本庁舎整備を契機に、職員の働き方改革との連動や個人情報の保護の徹底、及び災害時も盤石な情報基盤の整備などに努められたい。さらに、行政手続きのオンライン化などによる窓口における待ち時間の短縮や混雑の緩和への対策などにも引き続き取り組まされたい。

区は、公文書の管理について、世田谷区公文書管理条例の考え方に基づき、区政に関する重要事項が記載された公文書を「重要公文書」とし、その保存期間が満了して移管されたものを「特定重要公文書」として永久に保存することとしている。重要公文書の評価選別において、まず、

評価選別基準に基づき実施機関が評価選別を行い、その後、保存期間満了に際して、世田谷区公文書管理委員会に諮問し、評価選別にかかる意見を聴き、その意見を尊重し公文書を永久保存するか廃棄するかの判断をする。実施機関が基準、公文書管理委員会の考え方を十分に理解した上で評価選別が行われるよう、実施機関への周知等に取り組みたい。さらに、特定重要公文書について、一般の利用に供する制度を設け、令和4年9月より目録の公開を行っている。今後も区の諸活動のあゆみを記録する公文書の管理を適切に行うとともに、利用請求者にとってもより利用しやすい制度となるような運用に努められたい。

②区民生活領域

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベントが中止となり、地域課題に取り組む団体の活動も中止や延期を余儀なくされたが、区は、避難所運営訓練などの少人数でも対面で行うべき事業や、オンライン会議や動画配信など非対面でできる事業、その両方を組み合わせて行う事業など、それぞれの状況や必要性に応じて工夫を施しながら事業を継続している。コロナ禍における高齢者の引きこもり防止や、いつ来るかわからない震災への備えなど、区民の健康と命を守るための事業の継続が欠かせない。今後も、区民福祉の向上に向け、様々な手法を取り入れながら各事業の展開に取り組まれたい。

区は、マイナンバーカードの交付促進を図るため、カード交付に特化した特設窓口を開設した。令和3年度に新たに交付したマイナンバーカードのうち5割強を特設窓口で交付しており、交付促進に貢献したものとする。マイナンバーカードでのサービス内容は、全国のコンビニエンスストアに設置された端末から証明書を取得することができるなど、区民の利便性が向上している。今後はオンライン申請などの運用も予定されており、サービスの拡充が図られるだけでなく、窓口の混雑緩和にも効果が期待される。一方で、カード交付率の上昇に伴い事務処理も増加しているが、早めの周知や多様な対策を総合的に行うこと等により来庁者の分散化を図り、窓口での待ち時間縮減に取り組まれたい。

区では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に併せて、馬術競技が開催される期間に区を訪れる方へ、世田谷区の魅力の発信や交通案内などを行う区のボランティアを募集し、多くの方に登録してもらったが、無観客開催となったため、残念ながら活動の場は提供できなかった。東京2020大会を背景に高まったボランティア活動に対する区民の参加意識を一過性のものとせず、地域でのボランティアとして活躍してもらおうことが、東京2020大会のレガシーの継承につながると考える。登録者への活動の場の提供など、ボランティア文化

の定着と地域活動の活性化に引き続き努められたい。また、東京2020大会に伴うアメリカ合衆国選手団のキャンプの受入れでは、セキュリティ対策や徹底した感染防止対策により、一人の感染者も出さずにキャンプを終了することができた。この貴重な経験を東京2020大会のレガシーとして継承するとともに、先導的共生社会ホストタウンとして、障害のある人もない人も共に楽しめるよう、パラスポーツの普及啓発や障害への理解促進に努められたい。

深刻化する気候危機の状況を踏まえ、区は令和2年10月に「世田谷区気候非常事態宣言」を発出するとともに、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の見直しを行っている。区の施策における地球温暖化対策は、区民生活、防災、都市整備、教育などの多岐にわたる分野が関連しており、それぞれの所管の主体的な事業の推進と、庁内の総合的かつ計画的な連携が重要である。さらに、計画の見直しに当たっては、宣言と整合のとれたより高い計画目標を設定しているが、令和32年(2050年)までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すためには、庁内における連携はもとより、区民・事業者と区が気候危機の問題を共有し、理解と協力を得ながら強力で進める必要がある。今後も、区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区・区民・事業者の一人ひとりの行動変容を促す取組みに努められたい。

区は、平成11年に制定した世田谷区産業振興基本条例について、社会経済環境や地域経済を取り巻く状況の変化を踏まえ、世田谷区地域経済の持続可能な発展条例(以下「発展条例」という。)として改正した。発展条例では、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的・相乗的な連携をより一層促進していくことに加え、非経済的な価値の重要性を視点として取り入れるなど、新たに4つの基本的方針を定め、地域の経済発展と地域や社会の課題解決を両立した持続可能な社会の実現を目指している。また、発展条例には前文が新たに設けられており、見直しの背景や改正した条例に込めた思い、決意など、改正の趣旨を分かりやすく伝える工夫がなされている。今後は、発展条例に基づき、区と事業者・関係機関との連携はもとより、区民の理解と協力を積極的に得ながら、豊かな区民生活の実現に取り組まれたい。

③保健福祉領域

新型コロナウイルス感染症対策として、区は、第6波までに構築した電話相談や行政検査、社会的検査等の体制を強化し、第7波で急増した患者対応に尽力した。全庁応援やあらゆる地域資源等を活用した、軽症者や自宅療養者の環境整備に加え、新たに、医療機関によるオンライン診療体制の確保支援に取り組み、地域医療への負荷の分散を図った。

区は、この経験を災害時の保健医療体制、平時からの地域連携に活用し、全庁が危機意識を共有した事前対応型の体制整備やリスクコミュニケーションに資する仕組み作りを今後の課題としている。さらに、医療機関・医師会をはじめとした関係機関との連携について、新たな感染症や新型コロナウイルスの再度の感染拡大に備えるため、枠組みを一定程度残すことを考えている。未だ感染収束の気配は見えないが、今後もこれまでの経験や関係機関と築き上げた連携体制を再度の感染拡大や他の健康危機管理にも活かすべく、引き続き取り組まれない。

新型コロナウイルスワクチン接種については、接種希望者への適切な情報提供のため、ワクチンコール回線の大幅増や18か国語の外国語対応、接種券送付封筒への9つの言語表記や音声コード添付、若年層対策としてウィークエンド夜間接種の実施等を行っている。ワクチンの有効活用のためにも、今後も対象者への周知に力を入れて取り組まれない。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって経営に大きな影響が生じた医療機関を支援し、地域医療体制の確保を図るため、区は、新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業として、病床確保支援、発熱外来等の運営支援、従業員等の感染による休診に対する再開支援、新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院等受入支援を実施している。第5波では、入院患者が重症化した場合に、転院先が見つからず自院にて対応せざるを得ない状況や、区外病院から区民の転院を受け入れる医療機関等も多かったため、該当する医療機関を支援するよう補助制度を見直した。第6波では、PCR検査や抗原検査数が増加したことを踏まえ、令和4年度からは検査件数に応じて補助額を増額することとし、第7波に備えた。予算の執行状況を見ると、病床確保支援以外は執行率が低かった。患者数や検査件数等を事前に見通すことが困難だったためと思われるが、当事業の分析・検証を行いながら、実態に合った医療機関等への支援に取り組み、引き続き地域医療体制の確保に取り組まれない。

区は、令和2年10月に世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「希望条例」という。）を施行し、各地区のまちづくりセンター等に希望条例のパンフレットや世田谷区認知症とともに生きる希望計画の冊子を配布するほか、区民の認知症観の転換を図るための普及啓発に取り組んでいる。認知症の本人の社会参画の取組みとして、希望条例施行1周年記念イベントや小学校でのアクション講座等の様々な場面での登壇や、世田谷区認知症施策評価委員会等の会議に委員として発信する等の機会を設けた。継続的な普及啓発には多様な機会や媒体を活かすことが必要であり、令和4年度から四者連携に加わった各児童館の館長へ説明を行ったほか、小学校だけでなく中学、高校、大学でアクション講座を実施し、若者への情報発信・情報共有にも取り組んでいる。引き続き、

本庁と総合支所の関係所管が連携し、希望条例の理念及び希望計画の取組みに対する理解促進に努められたい。

子どもの貧困対策計画の重点政策として、生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業が令和3年8月から開始された。安心して過ごせる居場所の確保と、子どもの特性に応じたマンツーマンの支援等により、学習習慣の定着、生活リズムの改善等の変化が見られた。また、児童相談所や子ども家庭支援センターが支援する養育困難や社会的孤立傾向にある家庭については、親子関係の調整を早期に図ることができ、子どもが一時保護とならずに地域で安定した生活を送れるなどの効果もあった。引き続き、子ども一人ひとりの状況に応じ寄り添った支援を行い、運営事業者や関係機関との連携・協働を強化しながら、子どもの貧困対策を推進されたい。なお、事業を利用する子どもと保護者の満足度は高いが、拠点施設を利用できる子どもの居住地域が限られ、利用ニーズと合致しない等の課題があり、課題解決に向けた事業展開が望まれる。また、虐待等の早期対応や再発防止につながるセーフティネットとしての更なる機能強化に努められたい。

区は、令和4年4月に世田谷区避難行動要支援者避難支援プランの改定を行い避難行動要支援者の支援に取り組んできた。令和4年度より3か年で避難行動要支援者の個別避難計画を作成するとしており、玉川・砧地域では、令和2～3年度に多摩川洪水浸水想定区域の避難行動要支援者に対するアンケート調査を行い、令和4年度から個別避難計画の作成を開始した。風水害時に個別避難計画が有効に機能するためには、地域やあんしんすこやかセンター、介護サービス事業者等との日頃からの情報共有と連携が重要である。個人情報取り扱いに留意しつつ、介護サービス事業者等に対して個別避難計画作成の意義や重要性を丁寧に説明し、理解と協力を得られるよう取り組まれたい。また、玉川・砧地域での取組みを検証し、介護サービス等を利用していない避難行動要支援者への対応や、未作成者に対する個別避難計画作成の働きかけ、避難行動要支援者名簿の更新等の課題解決に向け、関係所管が連携して個別避難計画の作成に努められたい。

④都市整備領域

区は、住宅確保要配慮者の居住支援の推進として、世田谷区居住支援協議会を中心とした住宅所管と福祉所管の連携強化を図っている。令和3年度は、ぷらっとホーム世田谷と連携し、福祉と住宅の総合相談支援や講習会、意見交換等を実施し、令和4年度は、各あんしんすこやかセンターなどの職員向け講習会を実施し、意見交換等で相互の知識向上に努めている。また、区協定締結先及び区に拠点がある居住支援法人が居

住支援協議会に参画し、民間賃貸住宅への更なる入居支援に取り組んでいる。住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の戸数の確保や、居住支援策の更なる検討等、他区の事例も参考に努められたい。居住支援は需要と供給のマッチングの困難さもあるが、家主や不動産業者の理解や協力を得ながら、区民のニーズに寄り添った支援に取り組まれたい。

大規模な公園整備計画である玉川野毛町公園拡張事業においては、令和3年5月に玉川野毛町公園拡張事業基本計画の策定後、区は、区民との協働の公園づくり「玉川野毛町パークらぼ」として、「ともにつくる、ともにあゆむ公園づくり」をテーマに公園の整備や管理運営について検討してきた。「玉川野毛町パークらぼ」では、公園予定地を一般に開放するオープンパークでの検証、検討を積み重ね、基本設計検討案を作成した。この検討案に対する近隣住民のアンケートを踏まえ、更に専門家からのアドバイス等も加え、令和4年度中に基本設計を取りまとめる予定である。また、飲食や物販施設など便益・サービスの拠点施設について、パークPFIなどの制度を活用した民間施設誘致に向け、サウンディング型市場調査の公募を実施するなど、事業者公募に向けた検討を進めている。出店を希望する事業者の採算性や営業の継続性などの視点と、区や公園利用者、近隣住民などの視点の調和が今後の事業検討の重要な課題である。引き続き、地域住民などとも情報を共有し理解を深めながら、協働による公園づくりに努められたい。

区は、区内に点在する公共交通不便地域への対策として、平成29年度より砧1～8丁目をモデル地区として、地域と連携した検討を行ってきた。これまでの定時定路線型交通に加え、利用者の予約に応じて車両を配車するデマンド型交通についても令和4年度需要予測アンケート調査を実施し、定時定路線型と比較・検討のうえ運行形態を決定し、令和5年度からの実証運行を目指している。また、砧モデル地区における実証運行の取組みにより、有効性等を確認するとともに、他の重点検討地域の支援のあり方を検討することとしている。検討に当たっては、調査や検証結果を踏まえ、地域住民が利用しやすいシステム構築に努められたい。また、現在想定しているワゴン車両は乗車人員が限定されることから、採算性の課題もあるが、持続性も考慮した効率性の高い運用方法の検討に努められたい。

区では、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指し、平成21年に世田谷区豪雨対策基本方針、平成22年に世田谷区豪雨対策行動計画を策定し、その後の基本方針・行動計画の改定を経て豪雨対策に取り組んできた。こうした中、令和元年東日本台風や近年頻発している局所的な集中豪雨等による浸水被害を踏まえて、令和4年3月に世田谷区豪雨対策行動計画（改定）を策定した。本計画では、前計画から引き続き

て、「河川・下水道整備」の推進、「流域対策」の強化、「家づくり・まちづくり対策」の促進、「避難方策」の強化を、豪雨対策の四つの柱に位置付けて、豪雨対策を推進している。このうち、流域対策については、流域対策推進地区の追加、区内4河川流域ごとの区独自の目標対策量設定など対策を強化するとともに、引き続きグリーンインフラの考えを取り入れた効果的な豪雨対策に取り組んでいる。今後も東京都と連携し、四つの柱に位置付けた対策を着実に実施し、豪雨対策の推進に努められたい。

平成31年3月に三軒茶屋のグランドデザインとなる三軒茶屋駅周辺まちづくり基本方針が策定された。この方針を踏まえ、令和3年8月に「三茶のミライ（素案）」が取りまとめられ、まちづくり会議での区民への素案の報告や意見交換、区民意見募集を経て、令和4年3月に「三茶のミライ」が策定された。「三茶のミライ」にある多様な主体とともに描いた未来像に結びつく「まちの空間デザイン」には、拠点性を活かした都市機能集積、パブリックスペースの創出、防災性の向上、歩行者空間の充実などの大切なポイントがあり、令和4年度はこれらの検証等を行うことを目的とした社会実験が実施されている。今後も町会・自治会、商店街や事業者など多様な主体と連携するとともに、地域住民など街に関わる人の理解と協力を得ながら、「三茶のミライ」の実現に向け取り組まれたい。また、三軒茶屋二丁目地区市街地再開発事業においても、市街地再開発事業による「まちの空間デザイン」の具体化に向け「三茶のミライ」を踏まえた事業計画へ誘導するとともに、まちの未来像実現につながる取組みの実施や、まちづくり推進体制の構築など、準備組合とともにソフトとハードが一体となったまちづくりに取り組まれたい。

⑤教育領域

区は、令和4年3月に第2次世田谷区教育ビジョンの計画期間最終2か年における具体の個別事業計画として、教育ビジョンに掲げる教育目標の実現に向けて調整計画を策定している。策定に当たっては、第2期行動計画の成果を振り返り、持続可能な開発目標（SDGs）の推進、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進といった教育を取り巻く様々な社会環境の変化を捉え、次期教育ビジョンへの必要な視点を取り入れながら取り組まれていた。計画策定に当たっては、現状を適切に把握し分析・評価することで課題を把握するとともに、社会状況の変化を正確に捉えることが重要なポイントとなる。次期教育ビジョン策定に向けても、引き続きこのポイントを踏まえながら取り組まれたい。

調整計画では、特に重点を置いて横断的に取り組む事業としてリーディング事業を掲げている。これらの主な事業について以下に記載する。

「教育デジタル・トランスフォーメーションの推進」について、学校におけるICT環境の安定運用、利便性向上及び利活用推進に取り組んでいる。校内ネットワークに関しては、全ての学校で円滑に授業ができるように機器交換などの整備を行っていたほか、令和4年12月には、利用状況や保護者からの意見等を踏まえ、学習用タブレット端末における保護者向けスクリーンタイム機能の提供、学校緊急連絡情報「すぐーる」の運用見直しを予定している。引き続き、より良い環境整備、運用に努められたい。

「教育総合センターを拠点とした質の高い教育の推進」について、研修・研究機能及び研究体制の整備・充実、教職員の支援・人材育成の推進、ICTを活用した学びの推進などに取り組んでいる。キャリア未来・デザイン教育の推進に向けて、キャリア教育や探究的な学び、乳幼児期と義務教育期との円滑な接続、体力向上などについて研究園・校を指定し、各園・校の研究実践の支援を行っている。加えて、「センターグループ研究員」の事業として、学校支援・教員支援に当たる職員が指導者となって、教員の研究活動のサポートを行っている。また、ICT活用においては、個別最適な学びの実現に向けて、学習アプリを用いた学習ログの分析・活用や特別支援教育の充実につながるICT活用、探究的な学びにおける効果的なICT活用の方法等について、学校・企業との共同研究にも取り組んでいた。引き続き、教員の指導力向上を含め教育の質の更なる向上に努められたい。

「教員が子どもとかかわる時間の拡充」について、教員の補助業務を行うスクール・サポート・スタッフを令和3年11月から全区立小・中学校に拡充して配置している。学校現場からも有効に機能しているとの声を聞くことができた。そのほか、区立中学校の部活動の支援として、地域の方等が部活動支援員として活動する取組み、令和3年度実施の部活動支援員を紹介する「部活動支援員マッチング業務委託」の取組み、教員の働き方改革の推進として、会議回数の縮減、時間外の会議禁止、PCの掲示板の活用などを実施しているが、更なる充実が期待される。学校個々に取り組まれている優れた事例は、情報共有して学校全体のレベルアップに努められたい。

「中央図書館機能の拡充と図書館ネットワークの推進」について、レファレンスの充実と利用促進に取り組んでいる。国内の多様な事例を集めた国立国会図書館レファレンス協同データベースの活用を図る等の取組みを行っているが、レファレンスサービスを充実させるためには、職員の高度な知識と経験が必要である。人材の確保、育成に向け、職員の

大学の講義・実習への派遣による司書資格取得支援策の充実、東京都の専門研修等によるレベルごとの研修により職員を育成・支援していくフォローアップの仕組みを構築していくとしているが、引き続き、レファレンスサービス拡充に向け、中央図書館のマネジメント機能の強化を図りつつ、人材確保や育成に向けて積極的に取り組まれない。

終わりに

以上、令和3年度を中心とする財務事務の執行状況や事務事業等について意見を述べてきた。

財務事務については、例年と同様、契約事務の執行に係る問題が多く認められる。契約事務に当たっては、仕様書の作成、見積り、契約、検査、支払い等の一連の事務の各段階において、関係法令やマニュアル等に基づき誤りなく実施されなければならない。管理監督者は、これら一連の流れの中で個々の事務手続きを職員に理解させるだけでなく、管理監督者自らもリスク管理を再認識し、適正な財務事務の執行を徹底されたい。令和3年度においては、郵券など会計管理者が指定する供用物品が適正に管理されていない事例や、実際とは異なる履行完了、検査合格日とした請書兼請求書による支出も複数見受けられた。改めて職員の意識改革と適正な事務執行を徹底するとともに、事業者に対し真摯に対応されたい。

事業実施に当たっては、歳入・歳出手続きにおける事務上のミスだけではなく、文書等の誤記載や郵送文書等の誤送付などの事務ミスも引き続き散見されており、これら事務上のミスの防止に向けて、より一層、組織的にリスク管理を図られたい。また、令和2年度に導入されている会計年度任用職員制度での年末調整時の報酬明細等を誤る事務ミスが令和3年度にあったことに加え、中小企業庁からは消費税率引き上げ後に引き上げ分が適正に上乗せされていないとして指導を受けている。新たな制度等の導入時には、特に制度の十分な理解と適切な執行に留意されたい。

新型コロナウイルス感染症については、約3年の長きにわたり、全庁の協力のもと感染症対策を継続していることに対し、その努力を評価する。今後とも職員の健康に留意しながら、感染症に対して柔軟に対応できる体制を整備されたい。一方、長期化したコロナ禍の中、行動制限やストレスなどにより、高齢者の運動機能や認知機能の低下、子どもの発達への影響などが懸念されている。令和3年度は、各所管において適正な人数規模の調整やオンラインでの活動、広い会場の確保など、これまで培ってきたノウハウを活用した区民参加の取組みが行われてきた。今後も感染拡大防止と地域活動、社会経済活動の両立に向けて、地域特性や区民ニーズを踏まえた事業手法を工夫しながら取り組まれたい。

区では世田谷区DX推進方針 Ver.1を策定するとともに、令和3年4月にはデジタル改革担当部を設置し、令和4年4月にはDX推進担当部に組織改正を行うなど、DXの推進体制を整備し取組みを進めている。職員の働き方改革を促して業務手法の転換や効率化を進めるとともに、電子申請やオンライン相談など行政手続きのデジタル化による区民サービスの向上を加速されたい。

今後、新型コロナウイルス感染症や円安の影響、ウクライナ侵攻の長期化

に伴い、エネルギー価格・物価の更なる高騰が懸念されるなど、区民生活や企業活動は厳しい状況が続くものと想定される。

こうした状況下において、最少の経費で最大の効果を生み出す行政経営改革を着実に実施するためには、コンプライアンスの徹底はもちろん、常に社会情勢の変化や区民ニーズの把握に努め、国や東京都の支援や財源も活用しながら、必要な人に必要な支援が届くよう取り組んでいかなければならない。今後も区民の命と生活を守るという使命感を持って、区民から信頼される区政運営に努められたい。